

「指定給水装置工事業者」の申請について

水道法（以下、「法」とする）に基づく規定により、延岡市の指定給水装置工事事業者の申請を行う方は、下記の要領に基づき必要書類を作成して下さい。

① 新規指定申請時

■ 指定の基準

- 1) 事業所ごとに国家資格である給水装置工事主任技術者を置く者であること。（法第25条の3第1項）
- 2) 次に定める機械器具を有する者であること。（法第25条の3第2項）
 - ア) 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具。
 - イ) やすり、パイプねじ切り器、その他の管の切断用の機械器具。
 - ウ) トーチランプ、パイプレンチその他の管の接合用の機械器具。
 - エ) 水圧テストポンプ
- 3) 次のいずれにも該当しない者であること。（法第25条の3第3項）
 - ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
 - イ) この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - ウ) 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
 - エ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - オ) 法人であっては、その役員のうち上記アからエまでのいずれかに該当する者があるもの。

■ 指定申請にあたって必要なもの

- 1) 法人にあっては会社の定款および登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し。
- 2) 申請関連様式（様式第1、別表、様式第2、様式第3、参考資料）
- 3) 申請手数料 20,000円
- 4) 主任技術者証の写し。または免状の写し。
- 5) 事業所付近見取り図（ゼンリン等）
- 6) 事業所の全景、事業所内、機械器具の写真。

② 指定事項変更申請時

* 指定を受けた後、事業所内で変更が生じた場合は、必要な書類等を速やかに提出すること。

■ (様式第3) 給水装置工事主任技術者の選任または解任 (法第25条の4)

- 1) 給水装置工事主任技術者の選任…法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内。
- 2) 選任した給水装置工事主任技術者が欠ける(解任)に至ったとき…当該事由が発生した日から2週間以内。

■ (様式第10) 変更・廃止等の届出 (法第25条の7)

* 変更の届出は、当該変更のあった日から30日以内に行うこと。

- 1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者または氏名。
- 2) 法人にあっては、役員の氏名。
- 3) 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号。

※ 上記1の変更の際は、法人にあっては定款及び登記事項証明書(原本)、個人にあっては、住民票の写し。

※ 上記2の変更の際は、誓約書(様式第2)及び登記事項証明書(原本)

※ 上記3の変更の際は、給水装置工事主任技術者免状の写し。

* 廃止等の届出(様式第11)

- 1) 事業を廃止、又は休止したとき…廃止又は休止の日から30日以内。
- 2) 事業を再開したとき…再開の日から10日以内